

入札説明書

1 件名

千葉市立稲毛中学校の改修工事に伴う仮設校舎賃貸借

2 入札参加申請

(1) 申請期間

令和5年6月28日（水）午後5時まで（必着）

(2) 提出方法

書留郵便または持参

（持参の場合は、日曜日、土曜日及び休日を除く午前9時から午後5時まで）

(3) 提出書類

・入札参加資格確認申請書

・**「平成25年度以降に元請として、鉄骨造（プレハブ工法）の学校校舎の賃貸借契約を締結し、貸付開始した実績」を確認できる書類（契約書・仕様書の写し等）**

(4) 入札参加資格の確認

開札後、落札候補者に対してのみ行う。

3 設計図書

(1) 交付期間

令和5年6月28日（水）午後5時まで

(2) 交付方法

千葉市公式サイト内「入札情報等」の入札（見積）募集案件「その他」のページからダウンロード

https://www.city.chiba.jp/portal/business/index19/nyusatsu_joho/anken/other/index.html

4 質問回答

(1) 受付期間

令和5年6月29日（木）から令和5年7月3日（月）午後5時まで（必着）

(2) 提出方法

設計図書とともに交付する「質問書」を使用して、次のメールアドレスへ提出すること。

【受付アドレス】 gakkoshisetsu.EDG@city.chiba.lg.jp

質問書を提出した場合は、電話連絡にて電子メールの受信を確認すること。

【連絡先】 学校施設課 電話番号043-245-5921

期限までに提出がない場合は、「質問事項なし」と見なす。

(3) 回答日

令和5年7月6日（木）午後5時までに全ての参加業者へ電子メールで回答

（質問の無い場合には、「無い」旨をメールで連絡する。）

5 入札書の提出

(1) 提出期間

令和5年7月4日（火）から令和5年7月13日（木）午後5時まで（必着）

(2) 提出方法

書留郵便または持参

（持参の場合は、日曜日、土曜日及び休日を除く午前9時から午後5時まで）

- ・本市に到達した入札書等は、書換え・引換え・撤回できないので、十分確認のうえ、郵送または持参すること。

(3) 添付書類

入札書とあわせて、①積算内訳書、②主任技術者等届出書を、内封筒に同封すること。

(4) 郵送による提出

- ・ **書留郵便によらない場合は失格とする。**
- ・ 郵便入札に要する費用は、すべて入札参加者の負担とする。
- ・ **入札書は二重封筒（内封筒及び外封筒）で送付すること。**

（入札辞退届は、二重封筒にする必要はない。）

(5) 持参による提出

- ・ 郵送の場合と同様、**入札書は二重封筒（内封筒及び外封筒）で持参すること。**

(6) 内封筒（封筒記載例のとおり）

- ・ 内封筒には、①件名、②商号又は名称、③代表者職氏名を記載すること。
- ・ 入札参加資格審査申請の際に届出した使用印鑑で封緘（糊付け、封印）すること。

(7) 外封筒（封筒記載例のとおり）

- ・ 入札書の入った外封筒の表には、朱書きで「入札書在中」と記載すること。
- ・ 辞退届の入った封筒の表には、「辞退届在中」と記載すること。

6 入札金額の算定

賃貸借料として、仮設校舎設置及び撤去に必要な経費（設計費、工事費、監理費）、備品賃貸借料のほか、賃貸借期間の金利の総額、損害保険料及び火災保険料等を含めて計上すること。

入札にあたっては、賃貸借料の総額（消費税別）で入札すること。

7 落札者の決定方法

(1) 開札日

令和5年7月14日（金）午前10時

（入札事務に関係ない職員が、入札立会人として開札に立ち会う。）

(2) 落札候補者の決定

開札後、予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った入札参加者のうち、最低の価格をもって入札を行った者を落札候補者とする。

なお、入札参加者が1者であっても、原則として入札を執行する。

(3) くじ引き

同価格の入札を行った者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札候補者を決定する。

くじ引きを行う日時及び場所は、電子メールで通知する。

事情により、くじ引きに参集できない者がいるときは、これに代えて入札事務に関係ない職員がくじを引くことで、公平公正にくじ引きを行う。

(4) 落札者の決定

落札候補者の入札参加資格（実績を確認できる書類を含む）と、積算内訳書・主任技術者等届出書の確認の結果、入札参加資格があり有効な入札と認められた場合は、当該候補者を落札者として決定する。

決定後、速やかに、入札参加者（辞退者を除く）に結果を電子メールで通知する。

8 再度入札

開札の結果、予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、再度入札を行う。

再度入札の回数は1回とする。

(1) 再度入札に参加できない者

初回の入札に参加しなかった者。初回の入札を無効・失格とされた者。

(2) 再度入札への参加が可能な者への通知

再度入札の期間、開札の日時、初回の最低応札金額などを記載した「再入札通知書」を電子メールで通知する。

9 契約期間

契約期間と賃貸借期間は、別の期間になる。

仮設校舎の引渡し日は、賃貸借期間の初日（令和6年1月4日）までとする。

学校運営と改修工事の支障になるので、期日を厳守すること。

- ・ 契約期間：設置工事期間（実施設計を含む）＋賃貸借期間＋撤去工事期間
- ・ 賃貸借期間：仮設校舎を賃貸借する期間

10 原状の回復

賃貸借期間終了後、契約期間内に賃貸借物件を撤去し、原状に復旧すること。

11 賃貸借料の支払方法

契約書に添付する「支払表」のとおり、賃貸借料の支払は計4回とし、それぞれ3か月分の賃貸借料を支払う。（完了払。令和5年度～令和6年度の継続事業。）

最終支払回分は、撤去工事にかかる検査の合格後に支払うものとする。

1か月あたりの賃貸借料は次のとおり算出し、端数が生じた場合は最終支払に合算する。

(算出方法)

月額＝賃貸借料の総額（消費税別）÷賃貸借月数 ※千円未満端数切捨て

消費税相当額＝月額×0.10

1か月あたり賃貸借料＝月額＋消費税相当額

(例) 初年度：1回払（初年度3月分まで）

次年度：3回払（3か月分）＋（3か月分）＋（3か月分＋端数）

12 契約保証金

契約保証金は、支払予定総額の10/100以上の金額とする。

保証期間は、契約期間とする。賃貸借期間ではない。

免除は、以下の場合のみとする。

- ・契約の相手方が保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- ・契約の相手方から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。

以上